

八幡平市環境基本計画

資料編

目次

1 アンケート結果の概要	資料編 1
(1) 市民アンケート	資料編 2
(2) 事業者アンケート	資料編 12
(3) 小学生アンケート	資料編 16
2 用語説明	資料編 21
3 八幡平市環境基本条例	資料編 24
4 八幡平市環境審議会委員等	資料編 30
(1) 八幡平市環境審議会	資料編 30
(2) 八幡平市環境基本計画策定検討委員会	資料編 31
6 八幡平市環境基本計画策定経過	資料編 32

1 アンケート結果の概要

環境保全等に関わる市民の意見や要望、あるいは意識啓発に関する市民活動等に関する事項について把握するため、アンケート調査を実施した。

ア. 調査対象

- ・市内に居住する 20 歳以上の無作為抽出した市民 2,000 人（市民意識調査）
- ・市内に事業所（店舗）がある事業者から無作為抽出した 150 事業所（事業者意識調査）
- ・市内の小学 6 年生 228 人（小学生意識調査）

イ. 調査方法

- ・配布、回収方法：郵送等による配布、回収（市民意識調査、事業者意識調査）
小学校に送付、回収（小学生意識調査）
- ・配布、回収時期：平成 23 年 2 月 24 日～3 月 11 日
- ・記入方式：無記名回答方式

ウ. 回収状況

アンケートの回収状況は表に示すとおり、市民意識調査 719 票（回収率 36.0%）、事業者意識調査 55 票（回収率 36.7%）、小学生意識調査 223 票（回収率 97.8%）となっている。

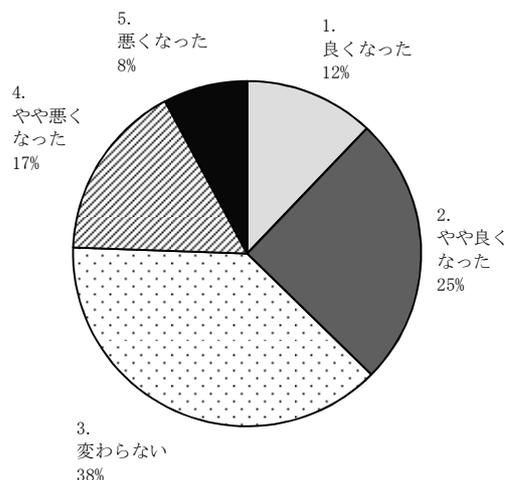
アンケート配布・回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
市民意識調査	2000	719	36.0%
事業者意識調査	150	55	36.7%
小学生意識調査	228	223	97.8%

(1) 市民アンケート

【 地域の環境について 】

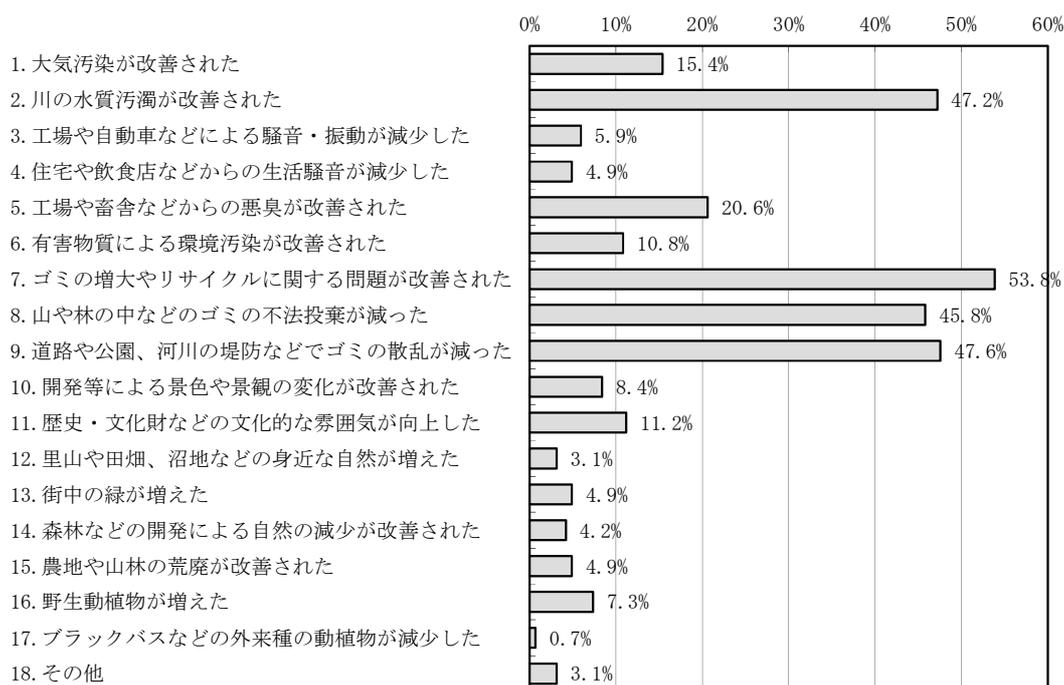
地域環境については評価が分かれているが、「良くなった・やや良くなった」(37%)が、「悪くなった・やや悪くなった」(25%)を12%上回り、わずかではあるが、地域の環境が良くなっていると評価されている。高齢になる程「良くなった・やや良くなった」と評価する傾向がある。



【 良くなった環境 】

良くなった環境として、ごみに関する環境改善が多くあげられている。

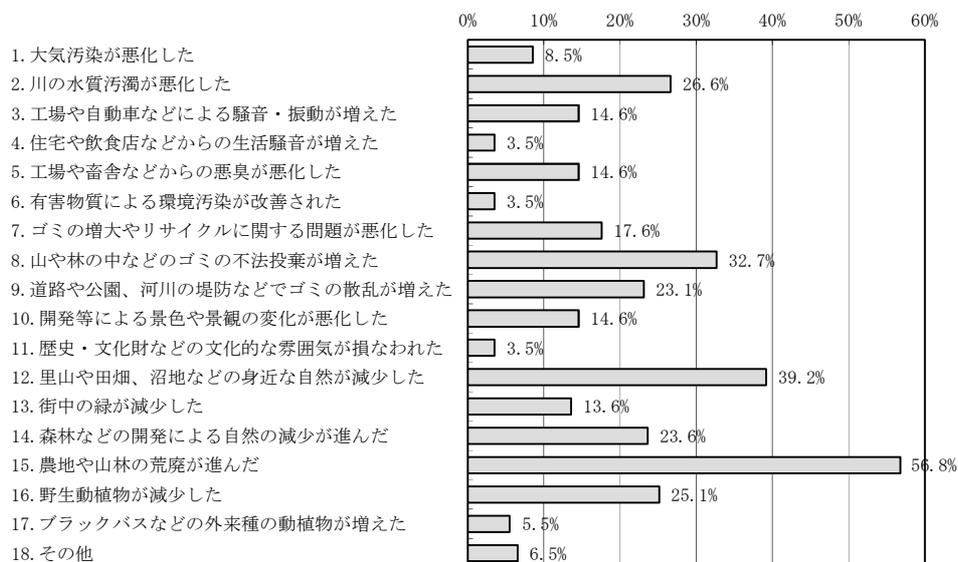
- ・ごみの増大やリサイクルに関する問題が改善された (53.8%)
- ・道路や公園、河川の堤防などでごみの散乱が減った (47.6%)
- ・川の水質汚濁が改善された (47.2%)
- ・山や林の中などのごみの不法投棄が減った (45.8%)



【 悪くなった環境 】

悪くなった環境は、身近な自然環境の減少とごみの不法投棄に関する内容が多い。

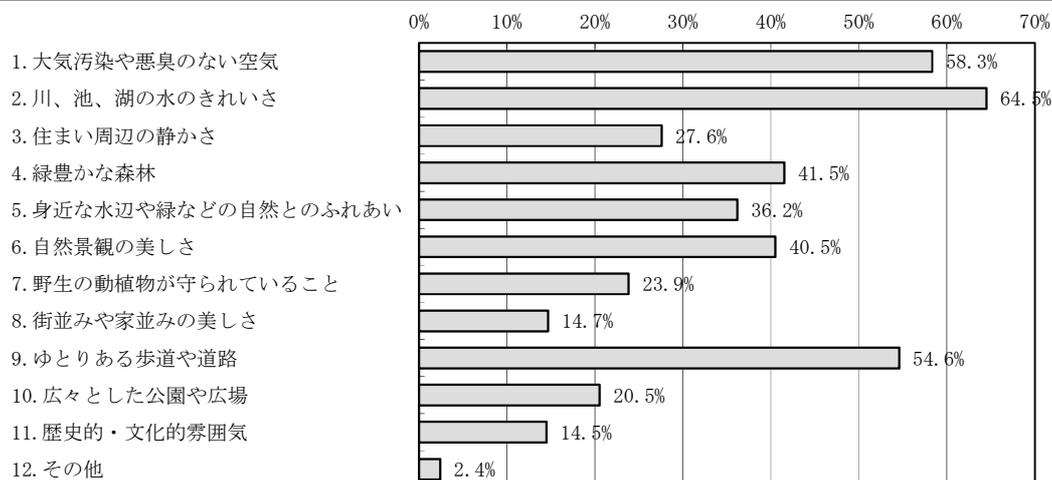
- ・ 農地や山林の荒廃が進んだ (56.8%)
- ・ 里山や田畑、沼地などの身近な自然が減少した (39.2%)
- ・ 山や林の中などのゴミの不法投棄が増えた (32.7%)
- ・ 川の水質汚濁が悪化した (26.6%)
- ・ 野生動植物が減少した (25.1%)



【 快適で住み良い環境に必要な要素 】

水や空気といった日常生活での基本となる環境が重要視されているほか、周辺の自然環境・景観などについて多くの人が必要と考えている。

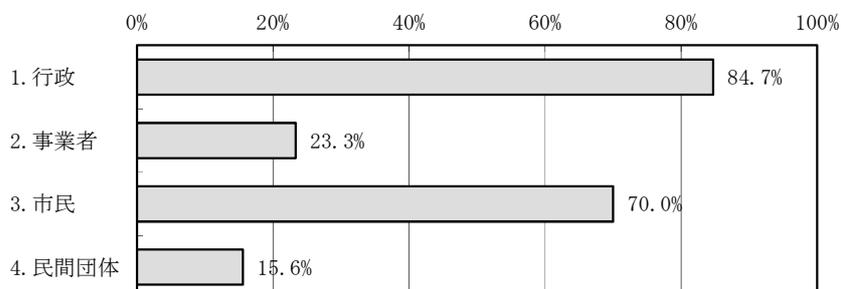
- ・ 川、池、湖の水のきれいさ (64.5%)
- ・ 大気汚染や悪臭のない空気 (58.3%)
- ・ ゆとりある歩道や道路 (54.6%)
- ・ 緑豊かな森林 (41.5%)
- ・ 自然景観の美しさ (40.5%)
- ・ 身近な水辺や緑などの自然とのふれあい (36.2%)



【 環境を守り育てていくための行動主体 】

多くの人が行政と市民の双方を回答しており、環境を守り育てるためには行政と市民の協働が必要であると認識されている。

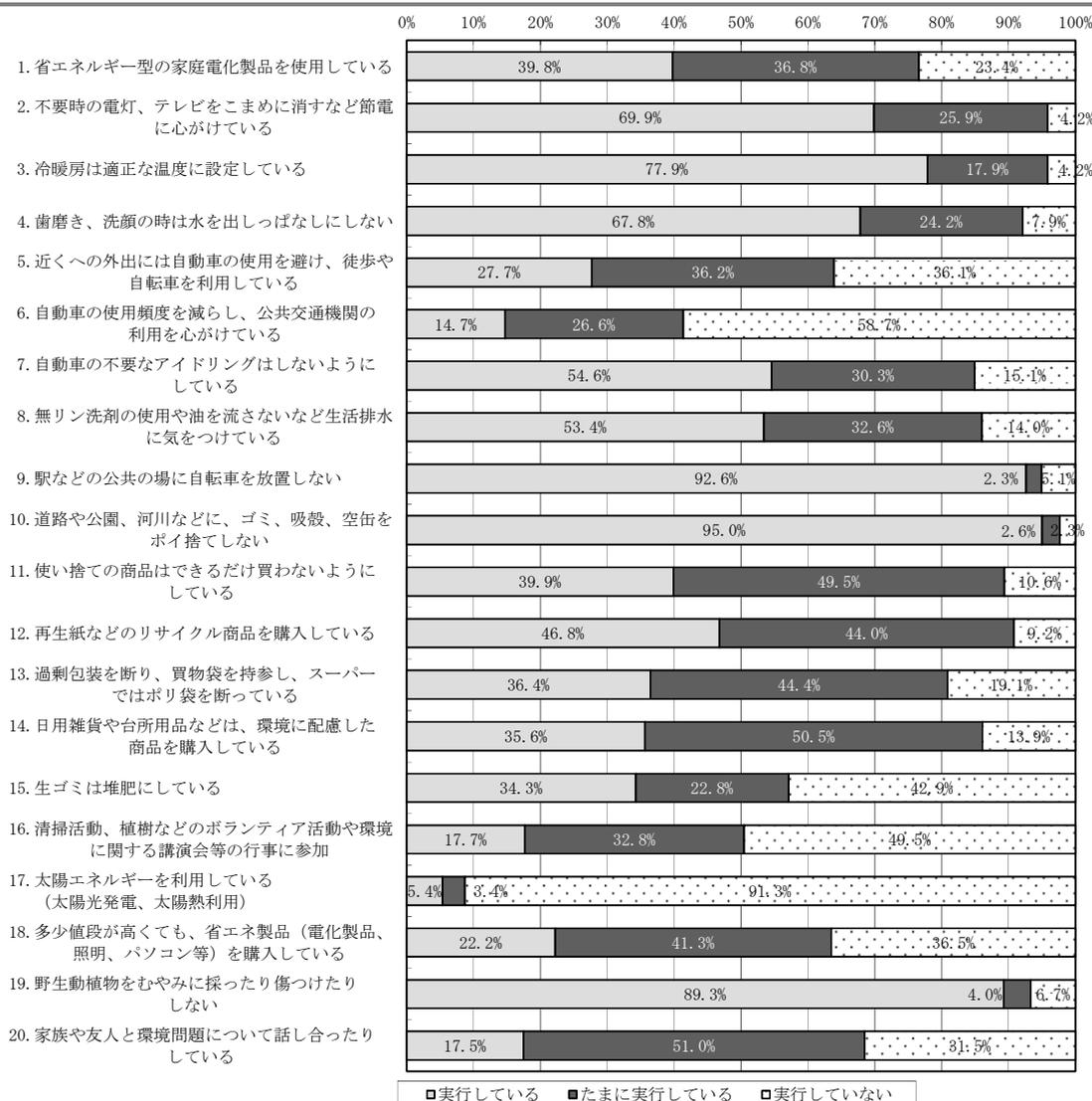
- ・行政 (84.7%)
- ・市民 (70.0%)



【 環境に配慮した行動の実施状況 】

ちょっとした心がけで出来る行動については90%以上の非常に高い実施状況となっている。

- ・駅などの公共の場に自転車を放置しない (95.0%)
- ・道路や公園、河川などに、ゴミ、吸殻、空缶をポイ捨てしない (92.6%)



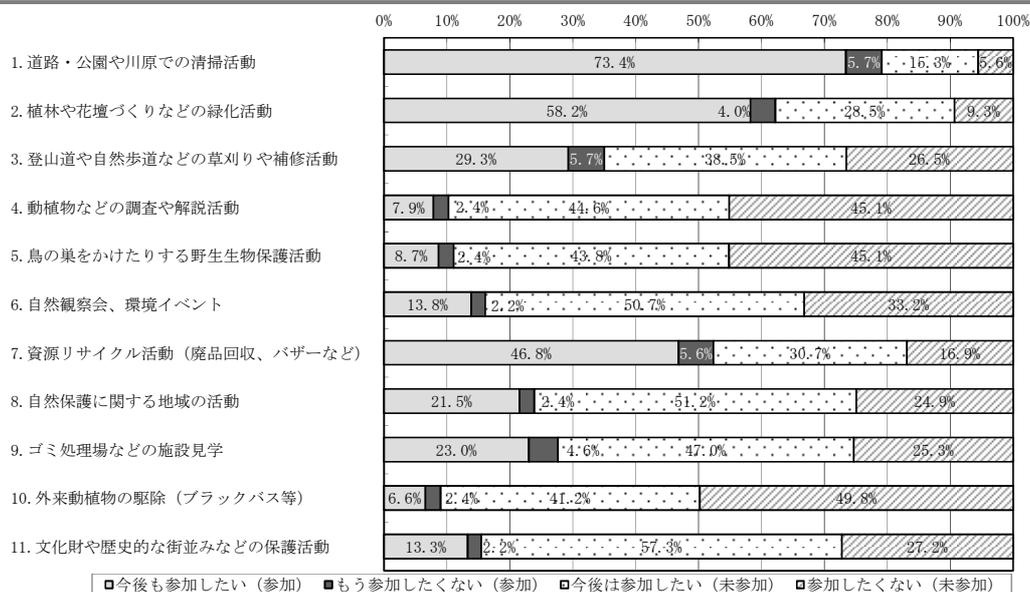
【 環境保全活動の参加状況 】

身近に行われている活動への参加経験の割合が高く、また今後も参加したいとの意向が高くなっている。

- ・道路・公園や川原での清掃活動 (73.4%)
- ・植林や花壇づくりなどの緑化活動 (58.2%)
- ・資源リサイクル活動 (46.8%)

今後参加したい活動には以下のものがあり、気軽に参加できる活動の実施方法や周知方法等の検討が望まれる。

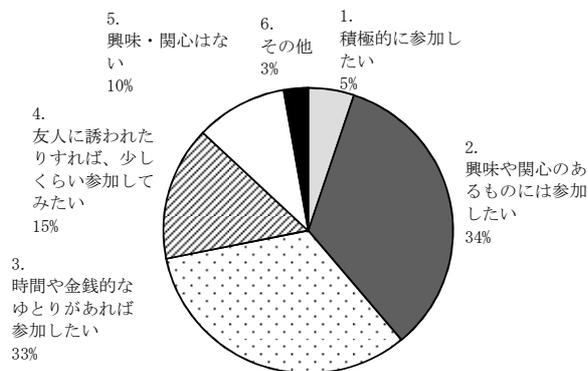
- ・文化財や歴史的な街並みなどの保護活動 (57.3%)
- ・自然保護に関する地域の活動 (51.2%)
- ・自然観察会、環境イベント (50.7%)



【 環境学習への興味・関心 】

環境学習への関心は全体的に高く、気軽に参加できる環境づくりや活動に参加する機運の向上に努めることにより、活発な活動が行われるものと思われる。

- ・興味や関心のあるものには参加したい(33.8%)
- ・時間や金銭的なゆとりがあれば参加したい(33.0%)
- ・友人に誘われたりすれば、少しくらい参加してみたい(15.2%)

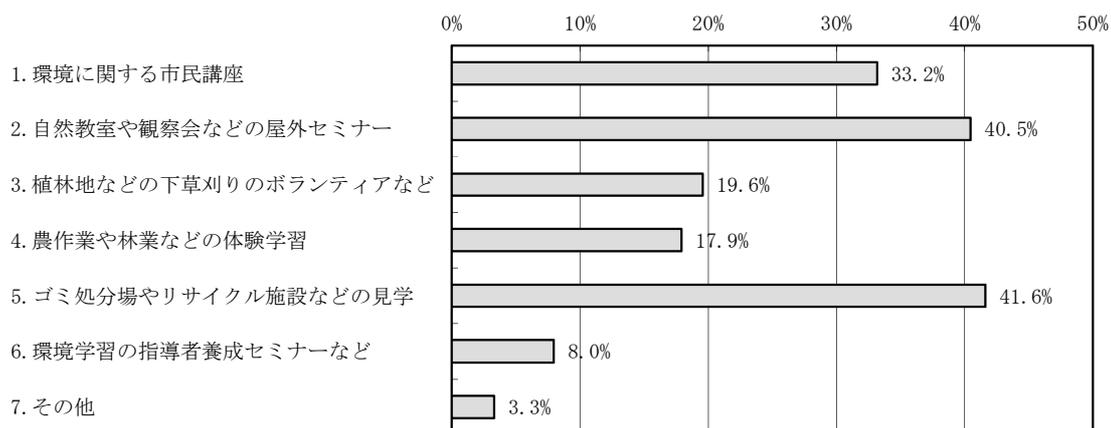


【 参加したいと思う環境学習 】

気軽に参加できる内容の活動が多く答えられている。

- ・ ゴミ処分場やリサイクル施設などの見学 (41.9%)
- ・ 自然教室や観察会などの屋外セミナー (40.3%)
- ・ 環境に関する市民講座 (33.2%)

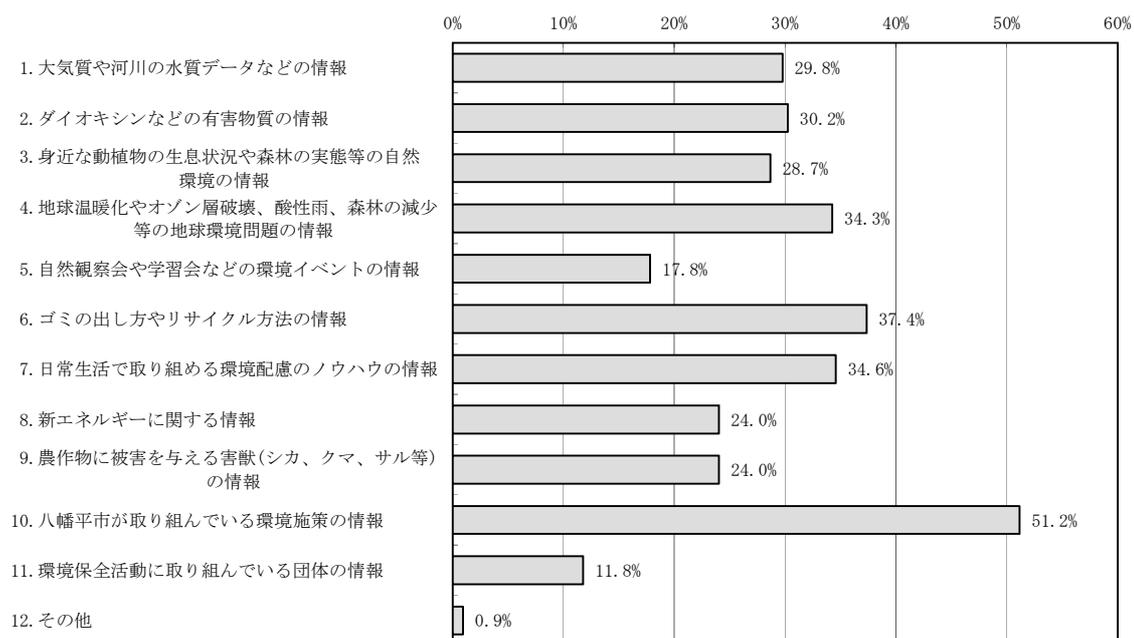
20歳代～40歳代では、自然教室や観察会などの屋外セミナー、農作業や林業などの体験学習といった野外での活動への回答が多く、年代が高くなるにつれて環境に関する市民講座の回答が多くなるといった傾向がみられる。



【 知りたいと思う環境情報 】

知りたい情報としては以下の回答が多く、広報等による情報提供の他に、環境学習会などによりきめ細かな情報の提供が必要になるものと考えられる。

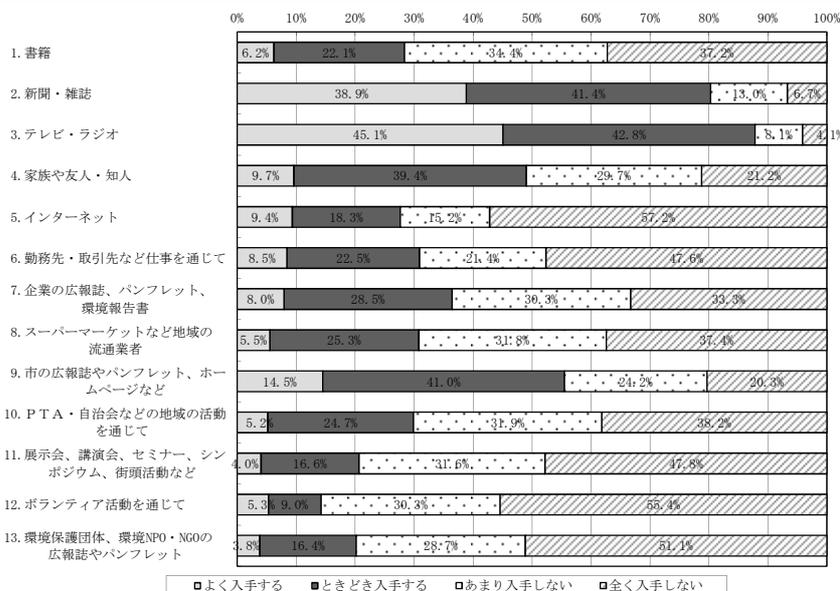
- ・ 八幡平市が取り組んでいる環境施策の情報 (51.2%)
- ・ ゴミの出し方やリサイクル方法の情報 (37.4%)
- ・ 日常生活で取り組める環境配慮のノウハウの情報 (34.6%)



【 環境情報の入手方法 】

よく利用する環境情報の入手方法は以下があげられているが、定期的な情報発信・提供とともに、情報提供方法の周知が必要と考えられる。

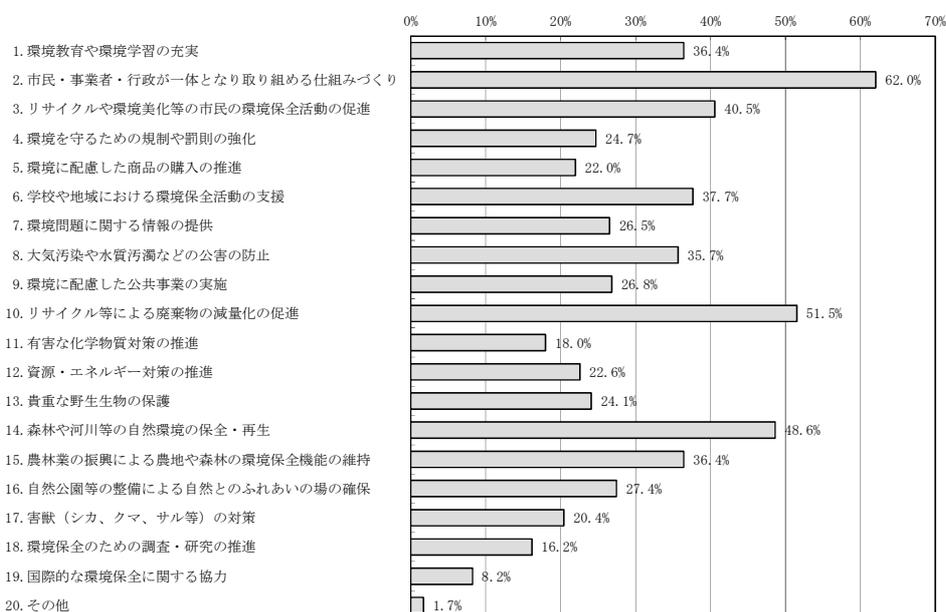
- ・テレビ・ラジオ (87.9%)
- ・新聞・雑誌 (80.3%)
- ・市の広報誌やパンフレット、ホームページなど (55.5%)
- ・家族や友人・知人 (49.1%)



【 行政に望む施策について 】

市民・事業者・行政の一体的な取り組みや各種活動への支援のように、幅広い施策の実施を望んでいる。

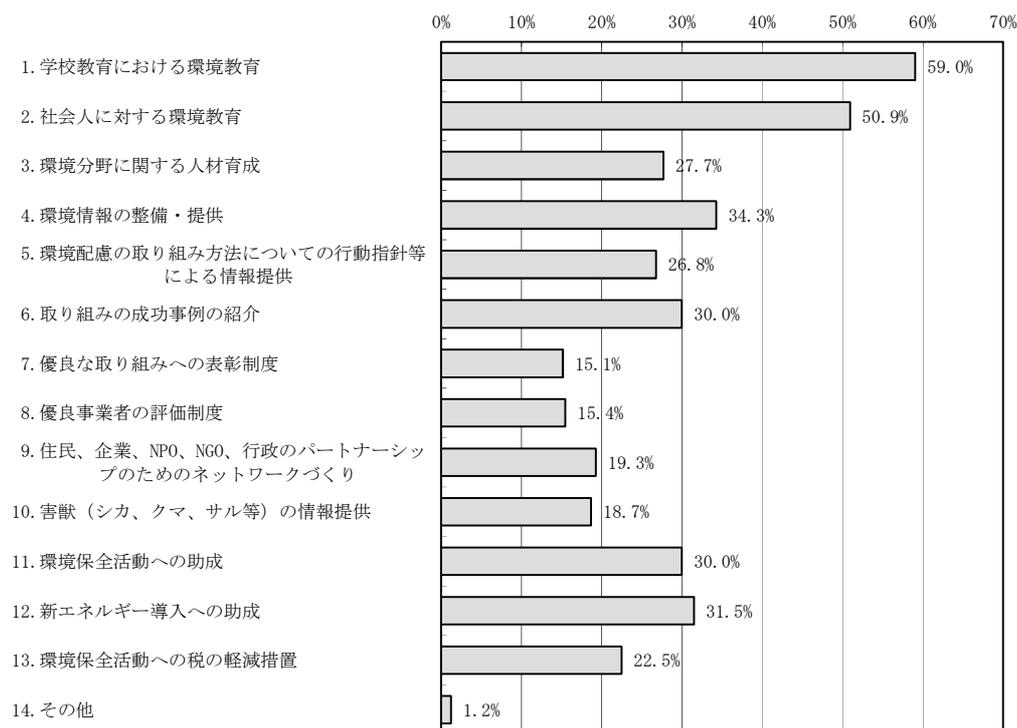
- ・市民・事業者・行政が一体となり取組める仕組みづくり (62.0%)
- ・リサイクルなどを進め、廃棄物の減量化の促進 (51.5%)
- ・森林や河川などの自然環境の保全・再生 (48.6%)
- ・リサイクルや環境美化などの市民の環境保全活動を盛んにする (40.5%)



【 行政支援に期待する事項 】

環境教育に関する支援に期待する回答が多くなっている。その他に情報の提供や活動に対する資金的支援を期待する回答が多くなっている。

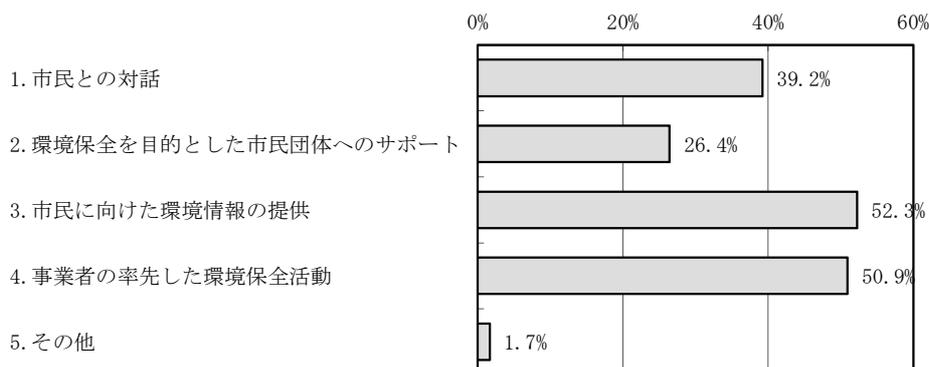
- ・ 学校教育における環境教育 (59.0%)
- ・ 社会人に対する環境教育 (50.9%)
- ・ 環境情報の整備・提供 (34.3%)
- ・ 新エネルギー導入への助成 (31.5%)
- ・ 取り組みの成功事例の紹介 (30.0%)
- ・ 環境保全活動への助成 (30.0%)



【 環境保全のため事業者に望むこと 】

事業者に対しては、市民と協働で環境保全活動を望む意見が多くなっている。

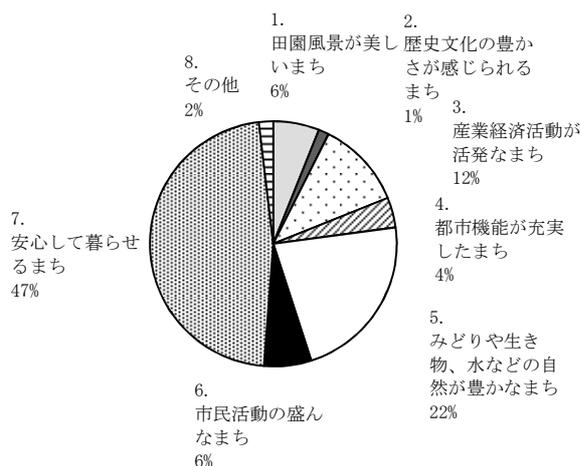
- ・ 市民に向けた環境情報の提供 (52.3%)
- ・ 事業者の率先した環境保全活動 (50.9%)
- ・ 市民との対話 (39.2%)



【 望ましい八幡平市について 】

望ましい八幡平市の将来像については、まず「安心して暮らせるまち」であり、安全に守られた生活空間や健康を損なわない環境が望まれており、その他に、「地域の環境保全」や、産業や市民活動など「地域の活性化」を望む回答が多くなっている。

- ・安心して暮らせるまち (46.9%)
- ・みどりや生き物、水などの自然が豊かなまち (22.2%)
- ・産業経済活動が活発なまち (11.5%)
- ・市民活動の盛んなまち (6.2%)



【 後世に残しておきたい環境：自然 】

大切にしたい、後世に残しておきたい環境（自然）は、山、川、自然など多くがあげられている。

『山』 : 八幡平および八幡平の景観、岩手山、七時雨山など

『川』 : 松川・松川溪谷、安比川、涼川、米代川、不動の滝など

『自然景観』: 岩手山焼走り熔岩流、安比高原ブナの森など

『その他』 : アスピーテライン、舘山公園、長者屋敷、八幡平国立公園、金沢清水

残しておきたい理由としては、山は地域のシンボルや自然を代表するものとしているものが多く、森や木については、CO₂の吸収など地球温暖化対策や自然を代表する緑として捉えた回答となっている。

大切にしたい、後世に残しておきたい環境（自然）の主な回答

区分	名称	回答数	区分	名称	回答数
山	八幡平（景観）	63	自然	不動の滝	17
	岩手山	39		焼走り	33
	七時雨山	26		森	17
	山	20		安比高原ブナの森	12
高原	安比高原	23	その他	アスピーテライン	11
	田代平高原	9		舘山公園	9
川	松川・松川溪谷	45		長者屋敷	8
	安比川	11		八幡平国立公園	5
	涼川	9		金沢清水	5
	米代川	5		温泉	8
	川	12		松川温泉	4

【 後世に残しておきたい環境：歴史・文化 】

大切にしたい、後世に残しておきたい歴史・文化は、神社・寺、史跡、祭り等が多くあげられている。

『神社・寺』：八坂神社、平館八幡宮、白坂観音、野駄伊那那伊沢神社など

『史跡等』：不動の滝、長者屋敷、田頭館山、津軽街道など

『祭り』：先祓い、八坂神社の祭り、平笠裸参り、白坂観音大祭、八幡平雪まつり

残しておきたい理由としては、歴史や伝承が残っており将来に残したい、地域住民の心の拠り所となっている、子供から大人まで市民が一体となれる、地域の交流の場であり町に活気があるなど、多種多様な意見があげられている。

大切にしたい、後世に残しておきたい環境（歴史・文化）の主な回答

区分	名称	回答数	区分	名称	回答数
神社・寺	八坂神社	23	祭り	祭り	18
	平館八幡宮	7		先祓い	10
	白坂観音	5		八坂神社の祭り	9
	野駄伊那那伊沢神社	4		平笠裸参り	7
	秋葉神社	4		白坂観音大祭	5
	鷲連寺	2		八幡平雪まつり	3
	目名市地区神社	2		八幡宮の祭り	2
史跡	不動の滝	16			
	長者屋敷	15			
	田頭館山	9			
	津軽街道	5			
	松尾鉦山跡地	4			

【 身の回りの良い環境・悪い環境 】

<ul style="list-style-type: none"> ・良い環境 <p>『自然環境』：「きれいな空気・澄んだ空気」、「緑豊かな山」、「川の清流」など</p> <p>『景観』：「岩手山の景観」、「田園風景」、「緑豊かな周辺の景色」など ・悪い環境 <p>『ごみ等』：「ゴミの散乱・不法投棄」、「犬のふん」など</p> <p>『公害問題』：「畜舎の悪臭」、「悪臭」、「騒音」</p> <p>『道路整備』：「道路や歩道が狭い」など</p> <p>『荒廃』：「農地の荒廃（耕作放棄地）」、「廃屋・空家」など</p> </p>
--

身の回りの良い環境の主な回答

	良い環境	回答数
自然環境	きれいな空気・澄んだ空気	145
	緑豊かな山	112
	川の清流	86
	豊かな自然	47
	きれいな水・おいしい水	31
	緑豊かな森	10
景観	岩手山の景観	27
	田園風景	27
	緑豊かな周辺の景色	20
	四季折々の景色	14
その他	静かな環境	19

身の回りの悪い環境の主な回答

区分	内容	回答数
ごみ等	ゴミの散乱・不法投棄	240
	犬のふん	20
	ゴミの野焼き	9
公害	畜舎の悪臭	18
	悪臭	17
	騒音	15
	水質汚濁	9
交通・インフラ	大気汚染	7
	狭い道路・道路の維持管理	17
	乱雑な街並み	14
	狭い歩道・歩道の未整備	13
荒廃等	交通が不便	5
	農地の荒廃（耕作放棄地）	38
	廃屋・空家	18
	山林の荒廃	5

【 環境に関する行政への意見、提案（主な意見） 】

<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や森林、農地や都市景観など、現在の優れた環境の保全に関する意見 ・雇用の確保や若者の定住などのための産業振興に関する意見 ・不法投棄やポイ捨てゴミ、ゴミの回収方法などのゴミに関連する問題 ・環境活動に対する取り組み方や啓蒙活動に関する意見 ・行政と市民との協働による活動や市民意見の反映に関する意見 ・道路（歩道）整備、下水道や公園整備などの社会資本整備に関する意見

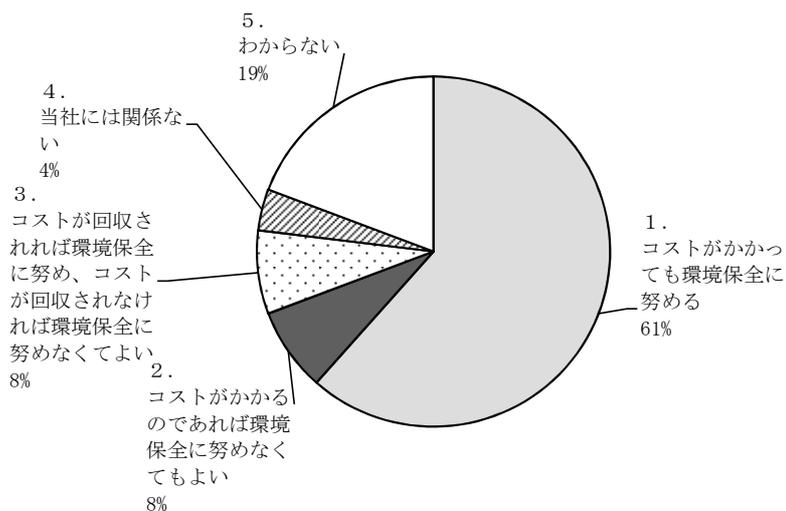
(2) 事業者アンケート

【 環境保全についての考え方 】

環境保全に努めなければならないとの回答が非常に多く、環境に対する意識が高い。

特に、小規模の事業所での意識が高くなっているが、一方での規模の大きい事業所ではコスト管理の影響のためか環境に対する意識は低くなっている。

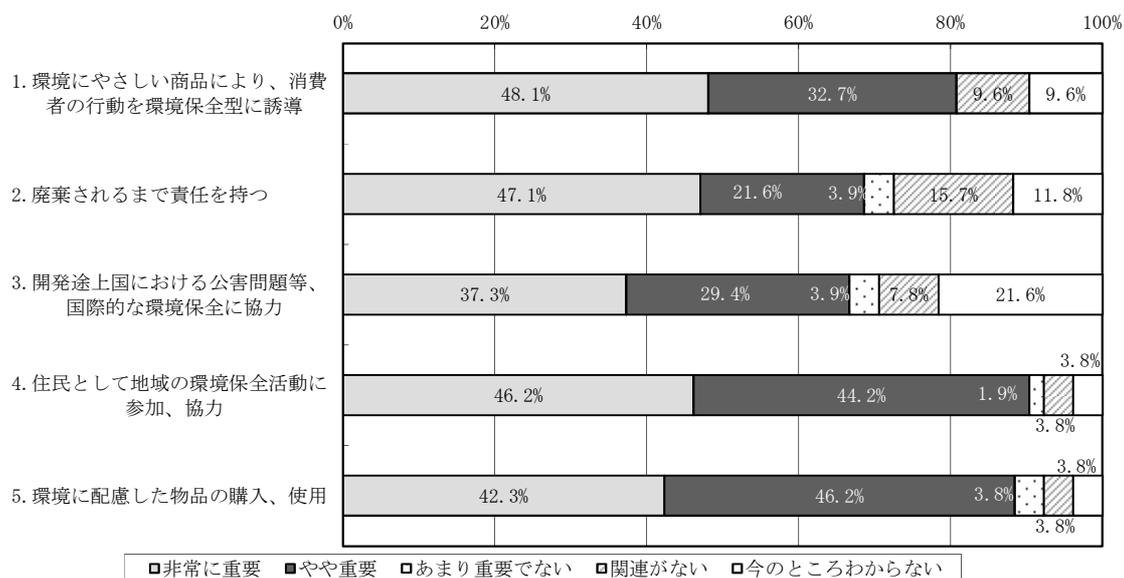
- ・コストがかかっても環境保全に努めなければならない (61.5%)
- ・あまりコストがかかるのであれば環境保全に努めなくてもよい (7.7%)



【 環境保全に対する企業の役割 】

企業の役割については、各項目共に非常に重要、やや重要との回答が多く、企業の役割の認識が高くなっている。特に以下の項目の回答が多くなっている。

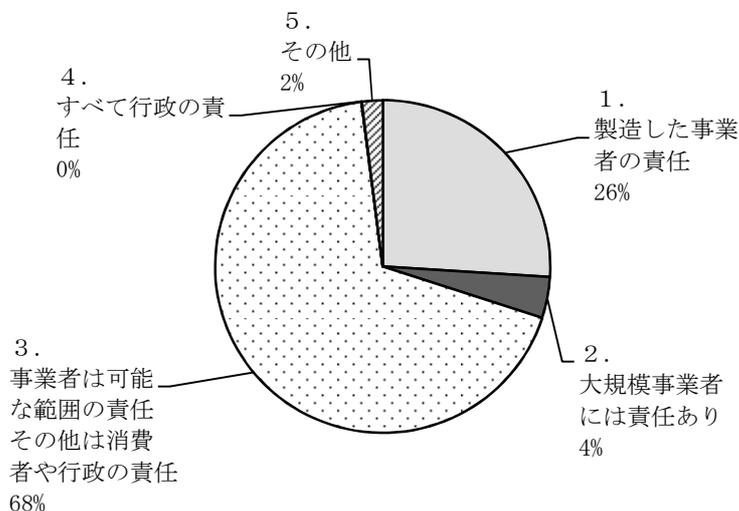
- ・住民として地域の環境保全活動に参加、協力する (90.4%)
- ・環境に配慮した物品などを優先的に購入、使用する (88.5%)



【 製品の廃棄・処分に関する責任 】

製品の廃棄・処分に関する責任については、以下の回答が多くなっており、事業所における責任の高さがみられる。

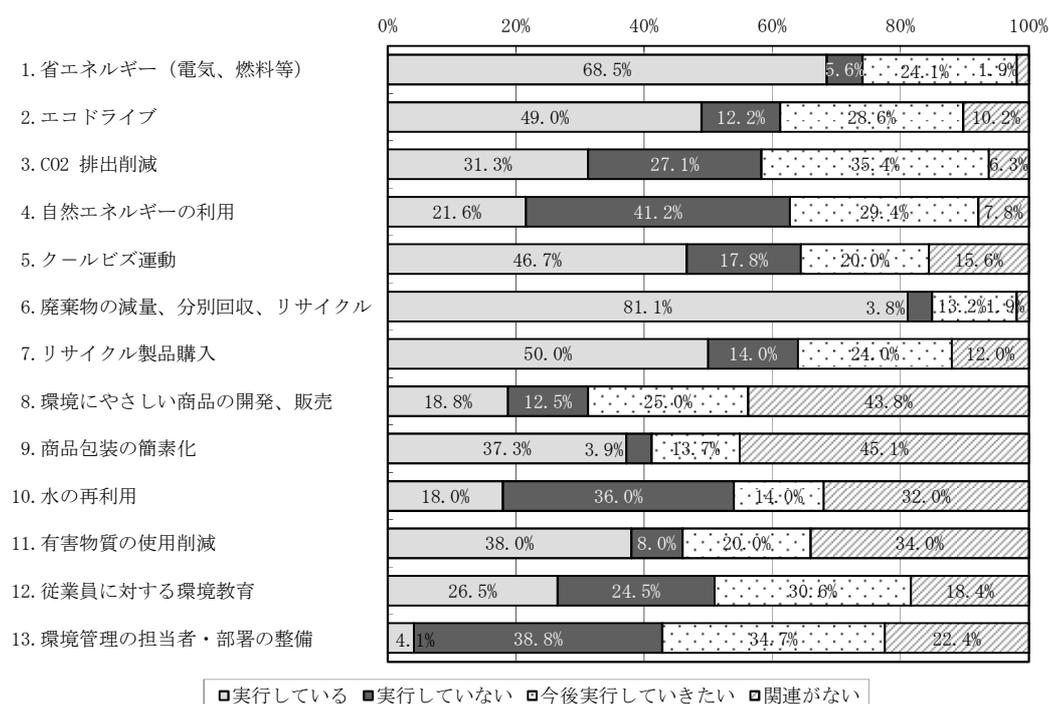
- ・事業者は可能な範囲で責任を負い、出来ないところは消費者や行政に責任（68.0%）
- ・製品が処分されるまで、事業者には責任がある（26.0%）



【 環境保全対策の実施状況 】

身近で出来るところからの環境保全対策が実行されている状況と見る事が出来る。

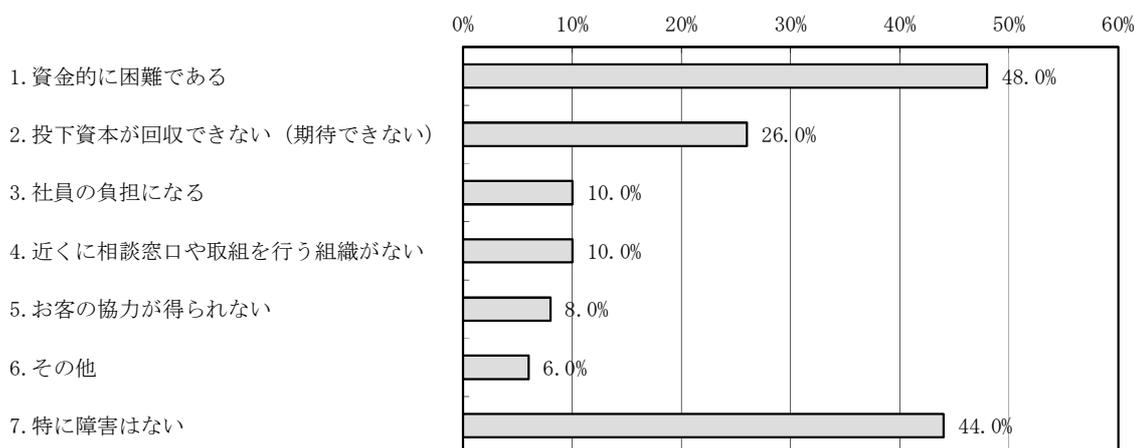
- ・廃棄物の減量、分別回収、リサイクル（81.1%）
- ・省エネルギー（68.5%）
- ・リサイクル製品購入（50.0%）
- ・エコドライブ（49.0%）
- ・クールビズ運動（46.7%）



【 環境保全対策を講じる上での障害 】

資金を必要とする場合に環境対策を講じる上で支障が生じるとみられる。特に中規模の事業所でその傾向が強い。一方で小規模の事業所で特に支障はないとの回答も多くなっている。また、規模の大きい事業所では費用便益に判断を委ねる傾向がみられる。

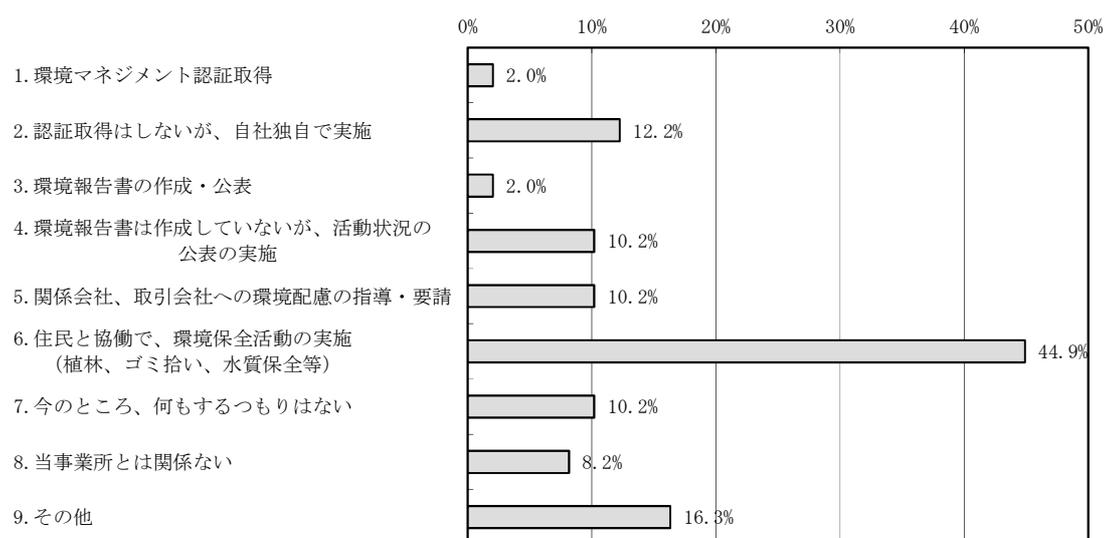
- ・ 資金的に困難である (48.0%)
- ・ 特に障害はない (44.0%)
- ・ 投下資本が回収できない (26.0%)



【 環境配慮の実施状況 】

環境配慮の実施状況については、「住民と協働で、環境保全活動の実施」が 44.9%と多くなっているが、他の項目は10%程度と低い実施状況となっている。この傾向は小規模から中規模の事業所で強く、地域に密着した環境配慮を実施しているようにみられる。

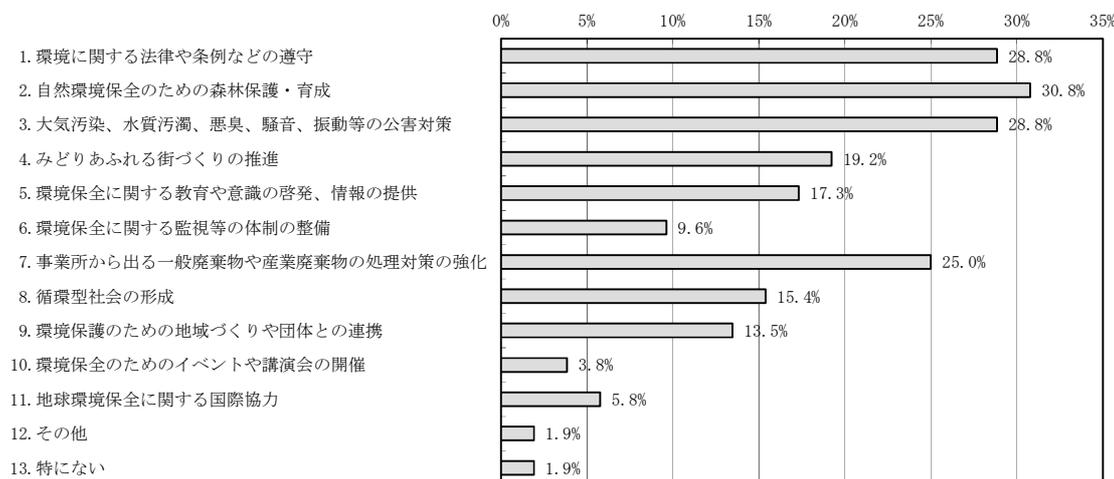
一方で、中規模から大規模の事業所では「今のところ、何もするつもりはない」の回答の割合が高くなっている。



【 住民や行政との協働による環境保全・改善のために今後重要なこと 】

住民や行政との協力の方法が比較的分かりやすい森林保護・育成が多くなっている。その他、事業所独自での取り組みが可能な項目に多くの回答が集中している。

- ・ 自然環境保全のための森林保護・育成 (30.8%)
- ・ 環境に関する法律や条例などの遵守 (28.8%)
- ・ 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動などの公害対策 (28.8%)
- ・ 事業所から出る一般廃棄物や産業廃棄物の処理対策の強化 (25.0%)

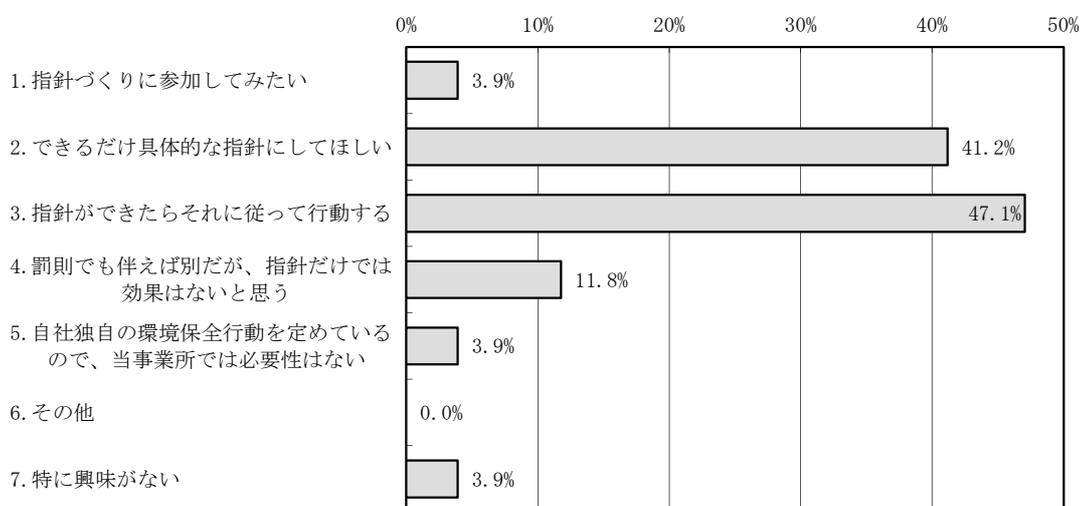


【 環境行動指針への対応 】

環境行動指針への対応についての回答は以下ようになっており、環境行動指針に対する期待は大きいと見ることが出来る。

- ・ 指針ができればそれに従って行動する (47.1%)
- ・ できるだけ具体的な指針にしてほしい (41.2%)

小規模～中規模の事業所で、「できるだけ具体的な指針にしてほしい」、「指針ができればそれに従って行動する」の割合が高くなっているが、規模の大きな事業所では「自社独自の環境保全行動を定めているので、当事業所では必要性はない」との回答となっている。

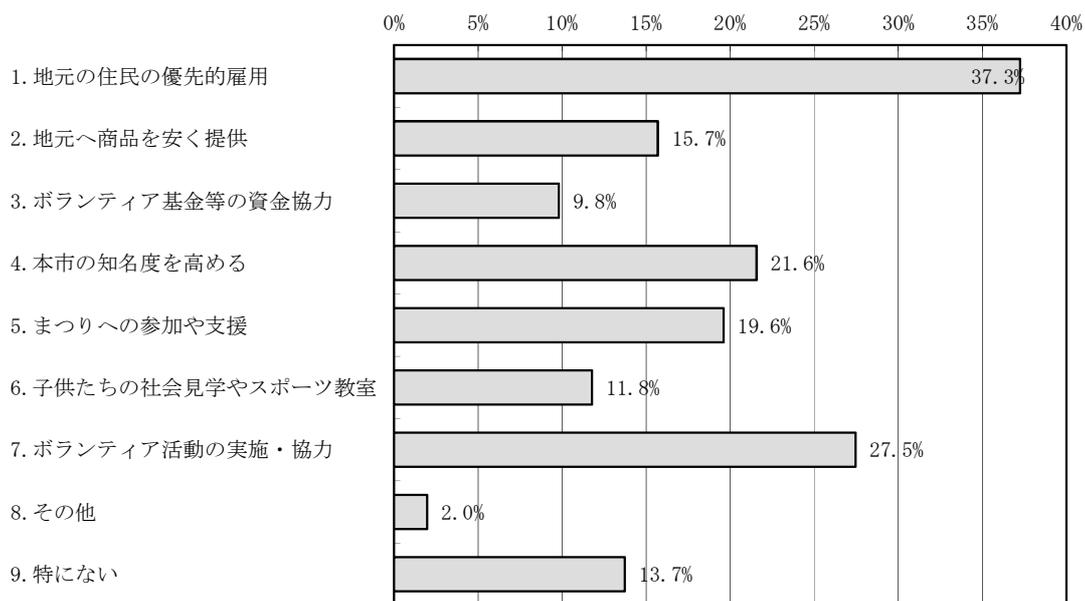


【 地域社会への貢献について 】

地域社会への貢献については以下のように、地域に根差した活動や貢献のあり方となっている。

- ・ 地元の住民を優先的に雇用する (37.3%)
- ・ ボランティア活動の実施または協力をする (27.5%)
- ・ 本市の知名度を高める (21.6%)
- ・ 郷土のまつりへの参加や支援を行う (19.6%)

中規模～大規模の事業所では「地元の住民を優先的に雇用する」が多く、規模の小さな事業所では「ボランティア活動の実施または協力をする」や「郷土のまつりへの参加や支援を行う」が多くなっている。

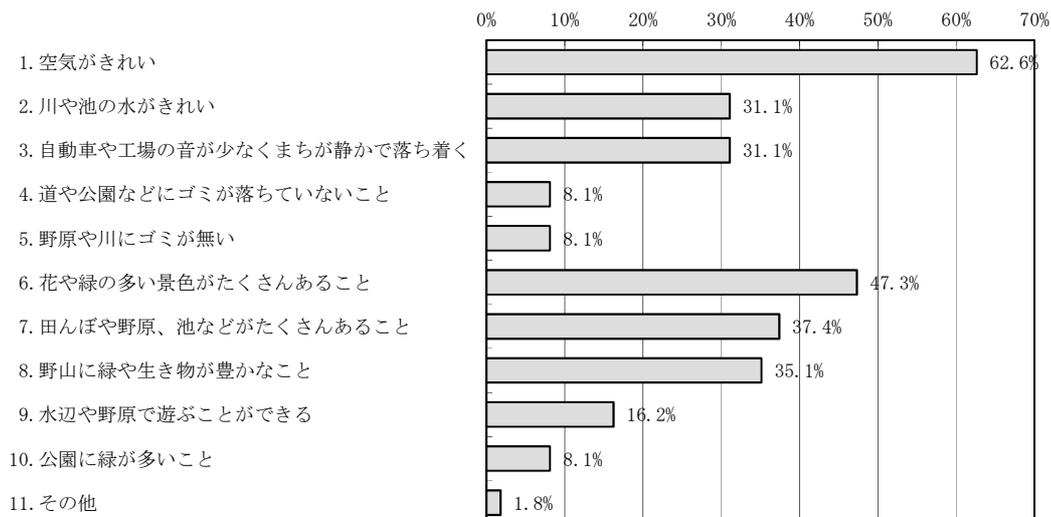


(3) 小学生アンケート

【 いいなと思う環境 】

いいなと思う環境は、汚れの少ない環境や、身近な自然環境の豊かさについての回答が多くなっている。

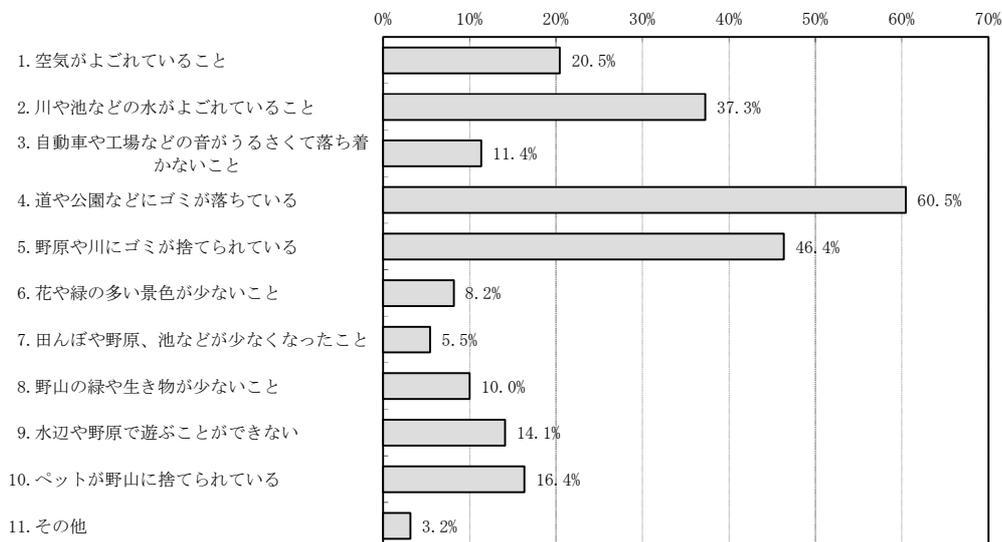
- ・ 空気がきれい (62.6%)
- ・ 花や緑の多い景色がたくさんあること (47.3%)
- ・ 田んぼや野原、池などがたくさんあること (37.4%)
- ・ 野山に緑や生き物が豊かなこと (35.1%)



【 いやだと思う環境 】

いやだと思う環境については、ゴミの投棄問題が非常に多く、その他に環境汚染についての回答が多くなっている。

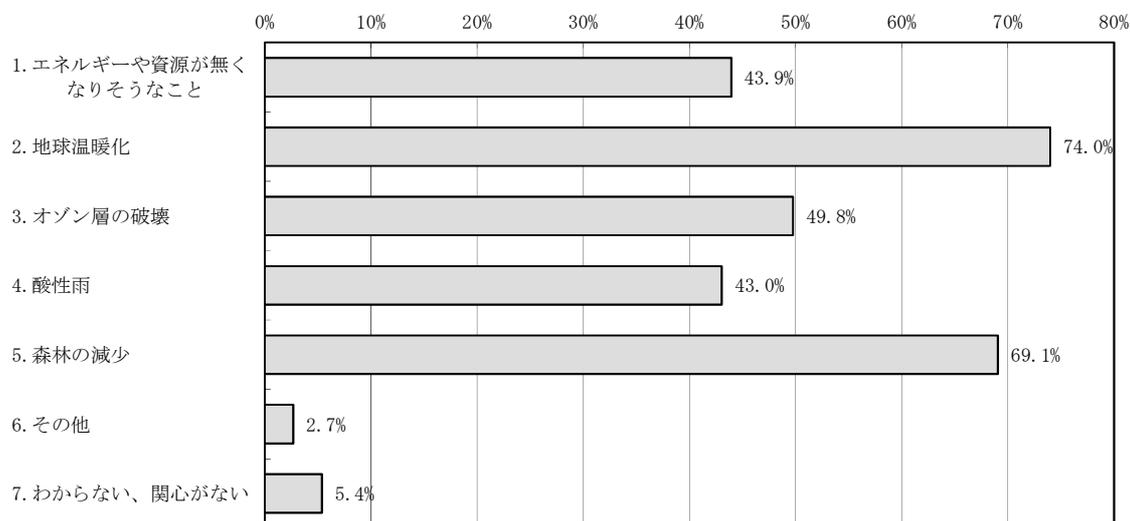
- ・ 道や公園などにゴミが落ちている (60.5%)
- ・ 野原や川にゴミが捨てられている (46.4%)
- ・ 川や池などの水がよごれている (37.3%)
- ・ 空気がよごれている (20.5%)



【 関心のある環境問題 】

全ての項目に対して高い回答率が得られ、環境問題への関心が高いことが伺える。

- ・地球温暖化 (74.0%)
- ・森林の減少 (69.1%)
- ・オゾン層の破壊 (49.8%)

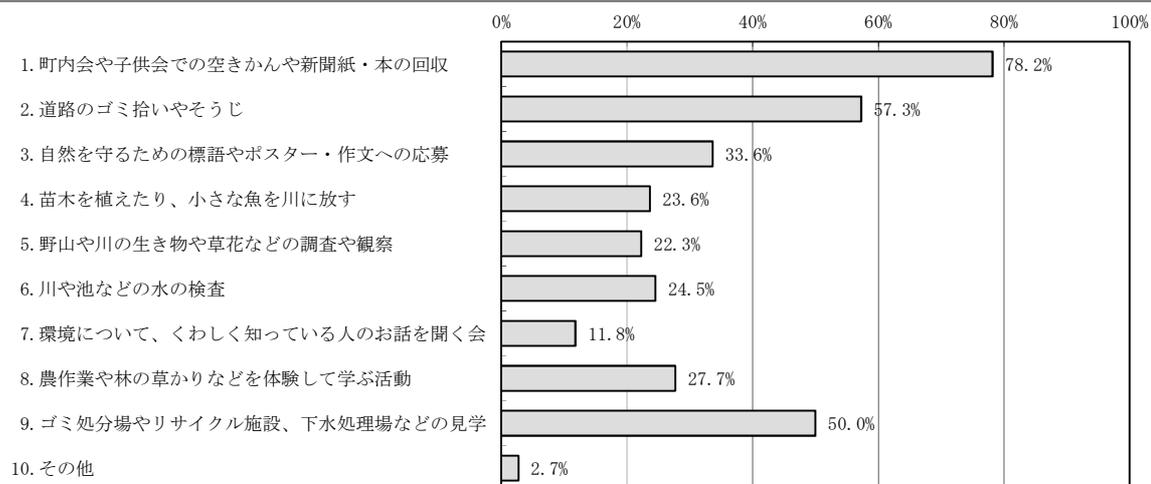


【 参加したことのある環境活動 】

環境活動への参加状況は高い回答率となっており、活発な環境活動への参加状況が伺える。

- ・町内会や子供会での空きかんや新聞紙・本の回収 (78.2%)
- ・道路のゴミ拾いやそうじ (57.3%)
- ・ゴミ処分場やリサイクル施設、下水処理場などの見学 (50%)

安代地区では全ての項目において高い割合を示しており、多様な環境活動の実施状況と積極的な参加状況となっている。



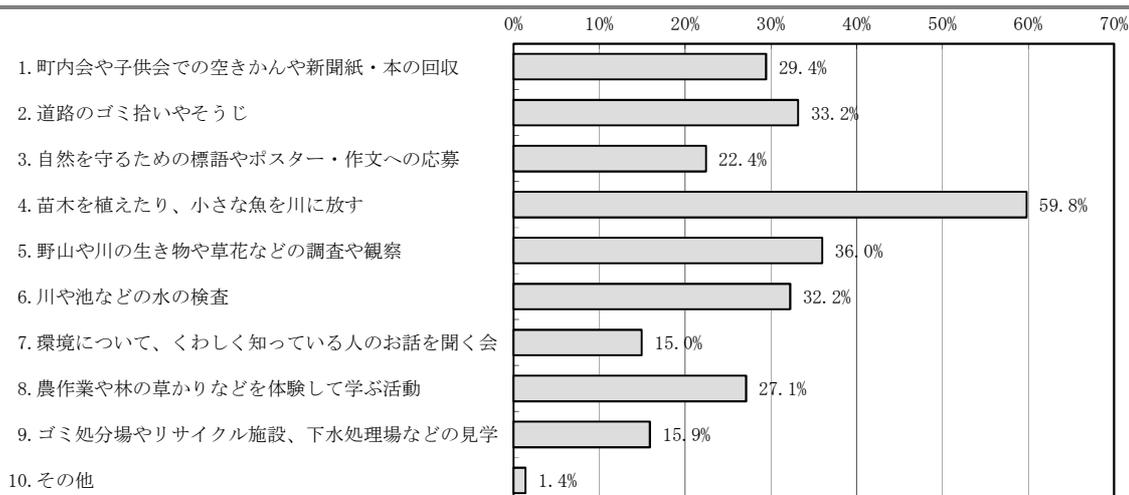
【参加してみたいと思う活動】

参加したことのない新しい活動やフィールドワークを伴う活動への興味が低い状況が伺える。

- ・ 苗木を植えたり、小さな魚を川に放す (59.8%)
- ・ 野山や川の生き物や草花などの調査や観察 (36.0%)
- ・ 道路のゴミ拾いやそうじ (33.2%)
- ・ 川や池などの水の検査 (32.2%)

安代地区では全ての活動について他の地区より高い値となっており、積極的な活動への参加意欲がみられる。

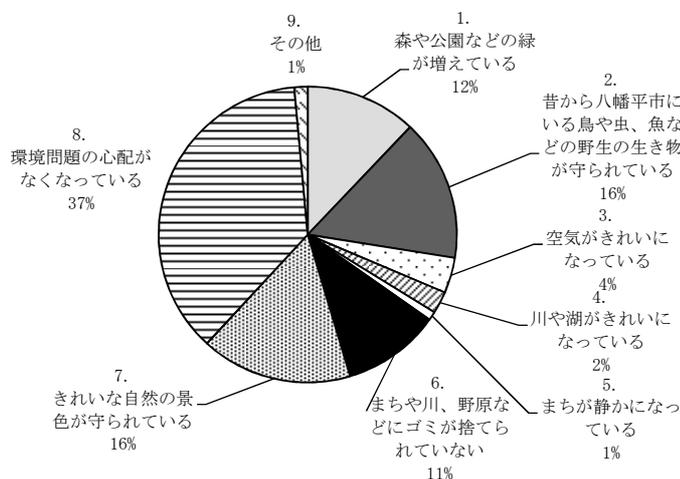
活動への参加経験が積極的な参加意向に影響するものと考えられる。



【10年後の八幡平市の環境で大切なこと】

10年後の八幡平市の環境で大切なことについては、「環境問題の心配がなくなっている」と総括的な回答が最も多くなっている。その他では自然環境の保全に係わる項目の回答が多くなっている。

- ・ 環境問題の心配がなくなっている (36.7%)
- ・ きれいな自然の景色が守られている (16.4%)
- ・ 昔から八幡平市にいる鳥や虫、魚などの野生の生き物が守られている (15.5%)
- ・ 森や公園などの緑が増えている (12.1%)



【大切にしたい、いつまでも残しておきたいもの：自然】

大切にしたい、残しておきたい自然については、山、川、森林、動植物、公園など多くがあげられている。

『山』：岩手山、舘山、八幡平、総称としての山

『川』：総称としての川、松川、安比川、ひょうたん池など

『森林』：総称としての森や緑、ブナの森、木など

『動植物』：総称としての植物・動物、高山植物、キジ（市の鳥）など

残しておきたい理由としては、山は地域のシンボルや自然を代表するものとしているものが多く、森や木については、CO2の吸収など地球温暖化についてのものや自然を代表する緑として捉えた回答が多くなっている。

回答の多い自然の内容

区分	名称	回答数	区分	名称	回答数	
山	岩手山	24	森林等	森	29	
	山	16		緑	6	
	舘山	12		ブナの森	3	
	八幡平	4		木	6	
	七時雨山	4		動植物	植物	7
	愛の山	2			高山植物	3
川など	川	18	動物		9	
	松川	16	キジ	7		
	安比川	5	公園	公園	7	
	不動の滝	1		総合運動公園	2	
	ひょうたん池	8				

【大切にしたい、いつまでも残しておきたいもの：歴史・文化】

残しておきたい歴史・文化については、祭り、神社や寺、伝承文化・芸能など多くがあげられている。

『祭り』：八坂神社のお祭り、八幡様のお祭り、不動の滝祭りなど

『神社・寺』：八坂神社、お日さま神社、伊那那伊沢神社など

『その他』：先祓い、神楽、はだか参り、剣舞、田植え踊りなど

残しておきたい理由としては、みんなが集まり楽しい、歴史がある、日常の遊び場、そこにある木や水がきれい、歴史を大切に伝えていきたいなど、多種多様な意見があげられており、八幡平市の歴史・文化が子ども達の中に根付いていることが伺える。

回答の多い歴史・文化の内容

区分	名称	回答数	区分	名称	回答数	
祭り	八坂神社のお祭り	33	神社・寺等	長者屋敷	5	
	八幡様のお祭り	5		宮田神社	3	
	不動の滝祭り	5		聖福寺	5	
	山賊祭り	5		伝承文化等	先祓い	6
	稲荷神社のお祭り	4			神楽	4
	白坂観音・お祭り	3			はだか参り	3
神社・寺等	八坂神社	16	浅沢伝承館	3		
	お日さま神社	11	剣舞	3		
	伊那那伊沢神社	8	田植え踊り	3		
	長嶺神社	5				

2 用語説明

区別	用語	内容
あ行	アイドリングストップ (p22)	エネルギー使用の低減、排気ガスの削減を目的に、信号待ちや短時間の駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。
	インフラ (p29)	交通、通信、電力、水道、公共施設など、社会や産業の基盤として整備される施設のこと。
	一般廃棄物 (p28)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみのほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系一般廃棄物として含まれる。
	エコドライブ (p22)	省エネルギーや排気ガス削減のための運転技術のこと。アイドリングストップ、制限速度での走行、急発進や急加速、急ブレーキを控えることなどがあげられる。
	エコマーク (p30)	環境への負荷が少なく、又は環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマークのこと。
	NPO (p45)	政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人のこと。
	温室効果ガス (p8、p38)	太陽光により温められた地表面から放射された熱を吸収・再放射し、大気を温める働きをする気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。
か行	環境ラベル (p30)	製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるもの。環境ラベルには、消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されており、さまざまな形態の環境ラベルがある。
	環境マネジメントシステム (p47)	企業や団体等が、環境保全に配慮した活動を行うための手順や体制、手続き等の仕組みのこと。
	高効率給湯機 (p44)	エネルギーの消費効率に優れた給湯器のこと。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型(通称エコジョーズ)・ガスエンジン型(通称エコウィル)・CO ₂ 冷媒ヒートポンプ型(通称エコキュート)などがある。
	高層湿原 (p16)	湿原は低温・過湿のために枯死したミズゴケが分解されず泥炭となり、水を含んで過湿となった場所をいい、「高層湿原」とは、泥炭が多量に蓄積されて周囲よりも高くなったために地下水では維持できず、雨水のみで維持されている貧栄養な湿原を指す。 高層湿原には氷河期の遺存種など貴重な動植物が生息・生育する場合が多く、保全上重要である。
	コミュニティー (p9)	居住地や関心を共にすることで営まれる共同体のこと。

区別	用語	内容
さ行	酸性雪 (p20)	pH5.6以下の酸性を示す雪のこと。窒素酸化物、硫黄酸化物等が原因物質である。
	循環型社会 (p9)	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーを循環的に利用される社会のこと。
	小水力発電 (p43)	発電出力が1万kW以下の比較的小規模な水力発電の総称。ダムのような大規模構造物を必要とせず、小規模の流量や段差で発電することができる。
	生態系 (p14)	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。まとまりのとらえ方によって、1つの水槽の中や、1つのため池の中の生物社会を一つの生態系と呼ぶこともできるし、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。
	雪氷冷熱 (p43)	天然の雪氷、寒冷な外気を利用して作る氷、人口凍土等を由来とする冷熱のこと。
た行	ダイオキシン類 (p20)	塩素を含むプラスチック等を燃やしたときに発生する毒性を有する有機塩素化合物の一種。
	多自然型工法 (p19)	治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境を最低限の改変にとどめるとする自然環境に配慮した工事のこと。
	チップボイラー (p43)	チップ化した木材をそのまま燃料にし、暖房や温水をつくるボイラーのこと。
	低公害車 (p22)	窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素などの大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。ハイブリッド自動車や電気自動車などのこと。
	特定植物群落 (p16)	環境省が日本の自然環境全般に関して実施した「自然環境保全基礎調査」において、都道府県別に学術上重要な又は保護を要する原生林、自然林、植物群落等をリストアップしたもの。
な行	二次林 (p14)	伐採や風水害、山火事などにより森林(天然林)が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。
	75%値 (p23)	BODの評価で用いられる年間統計値で、値の低いものから並べて75%目となる値のこと。例)データ数が50個の場合、 $0.75 \times 50 = 37.5$ 小数点以下を切り上げて38番目を75%値とする。
は行	バイオマス (p9)	森林資源や家畜排せつ物等、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)のこと。
	廃棄物の5R (p28)	廃棄物の減量(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)、拒否(リフューズ)、直す(リペア)のこと。
	BOD (p23)	生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

区別	用語	内容
は行	ヒートポンプ (p44)	熱を温度の低い所から高いところに汲み上げ、その熱を利用するためのシステムのこと。電力を熱源として使わずに、冷媒を圧縮・膨張する動力として利用する。地中熱ヒートポンプは、地中や地下水、河川水等を熱源としたヒートポンプシステム。
	風衝(ふうしょう)植生 (p16)	環境省が「国立・国定公園特別地域内指定植物」に指定する貴重な植生で、風衝地(風が強く矮性低木(灌木)群落しか発達しない場所)に生育するもの。
	ペレット (p42)	間伐材や廃材を粉末にし、粒状に固めたもの。
	ボランティア (p47)	自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動を行うこと。
ま行	木質バイオマス (p44)	薪、炭、チップなどの燃料のこと。
	モラル (p45)	道徳、倫理、習俗のこと。
や行	有機汚濁 (p23)	家庭、事業所、田畑等からの有機物を含む排水による水質汚濁のこと。
ら行	林地残材 (p42)	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材のこと。

3 八幡平市環境基本条例

○八幡平市環境基本条例

平成 22 年 3 月 15 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第 8 条－第 11 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 12 条－第 25 条）

第 4 章 環境審議会（第 26 条－第 33 条）

附則

前文

私たちのまち八幡平市は、岩手山、八幡平、安比高原、七時雨山に代表される山々に抱かれ、豊かな自然のもと、北上川、米代川、馬淵川の源流域となる良質な水や多くの温泉を有し、十和田八幡平国立公園の美しい景観が広がる地域です。

私たちは、この豊かな自然がもたらす恵みを暮らしや産業に生かしながら、自然と共存して発展してきました。

しかしながら、近年の利便性を重視した社会経済活動や生活様式は、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は地域の環境にとどまらず、生物の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えています。

私たちは、社会経済活動が環境に与える影響を理解し、健全で恵み豊かな環境を守り、育み、人々が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を創りだしていかなければなりません。

このような認識の下に、すべての者の連携と協力により、環境の保全と創造に取り組み、豊かな自然の恵みを享受する八幡平市の未来像「みのりと^{ひかり}輝の大地」の創出に努め、環境への負荷の少ない持続的に発展ができる社会を構築し、将来の世代に継承していくために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来とも市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚

染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境の保全及び創造 「保全」とは、環境を良好な状態に残しておくこと、維持していくことをいい、「創造」とは、環境を良好な状態に保ちつつ、より質の高い快適で潤いのある豊かな環境を創り出すために努力をしていくことをいう。環境の保全及び創造の視点に基づく人材の育成、仕組みづくり並びに生き方及び生活様式の提案なども含まれる。

(5) 事業者 この条例においては、反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を「事業者」といい、必ずしも営利目的で事業を営む者に限らず、公益・公共事業を営む者も含まれる。

(6) 滞在者 通勤、通学、旅行及び別荘利用等で一時的に市内に滞在する者をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない健全な経済が持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に積極的かつ継続的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的かつ継続的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるおそれのある公害を防止するための措置を講ずるとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 滞在者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努める責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者の協力の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、農地、緑地、河川、湖沼等における多様な自然の環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) 岩手山、八幡平、安比高原、七時雨山の美しい山並みに調和した良好な景観の形成を図りつつ、潤いと安らぎのある社会的環境を保全し創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (6) 市民が環境との関わりについて理解と認識を深めるため、系統的な環境教育の構築に努めること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、八幡平市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる項目を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるとともに、八幡平市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、環境優先の理念のもとに環境基本計画との整合を図るとともに、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は事業を実施するに当たり、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告書)

第11条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う者が環境影響評価を行い、環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第13条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第14条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者が、その活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(快適な環境の保全及び創造)

第15条 市は、快適な環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、豊かな自然の恵みと良好な景観の素晴らしさを市民、滞在者のみならず多くの人が認識することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民、滞在者及び事業者は、快適な環境の保全及び創造を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済みの機器、資材及び遊休地等の適正な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の推進等)

第18条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実を図り、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な活動に結びつけていくことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集を図るとともに、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、市民等の参加及び協力を促し、これに必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査の実施)

第22条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査

を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として八幡平市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が審議会に調査審議または意見を求めた事項。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 29 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長を 1 人置き、選出は委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会は市長が招集する。

- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、市民部市民課において処理する。

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

4 八幡平市環境審議会委員等

(1) 八幡平市環境審議会

区 分	所 属	氏 名	備 考
知識経験を有する者	岩手大学人文社会科学部	竹原 明秀	会長
各種団体の代表者	西根地区地域審議会	遠藤 良三	
	松尾地区地域審議会	田村 キノエ	～平成24年 2月13日
		古川 トキエ	平成24年 2月14日～
	安代地区地域審議会	中川原 繁	
	新岩手農業協同組合	伊藤 剛	
	八幡平市商工会	高橋 富一	
	八幡平市山岳協会	田中 耕一	
	八幡平市観光協会	高橋 俊彦	
	八幡平市公衆衛生組合連合会	橋本 敏衛	
関係行政機関の職員	盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課	佐々木 健司	
公募による市民	—	高橋 正志	副会長
	—	大森 貞子	
その他市長が認める者	岩手北部森林管理署	野藤 昌弘	
	八幡平市校長会	小畑 耕一郎	

(2) 八幡平市環境基本計画策定検討委員会

区 分	所 属	氏 名	備 考
知識経験を有する者	岩手県立大学総合政策学部	渋谷 晃太郎	委員長
環境関係団体等の代表者	八幡平市商工会青年部	三浦 秀樹	
	岩手県米代川漁業協同組合	三浦 松男	
	八幡平市企業懇談会	遠藤 良三	～平成24年 1月29日
		田村 昌則	平成24年 1月30日～
	七時雨ロマンの会	畠山 城司	
	八幡平市農業青年クラブ	古川 佑史	
	八幡平市婦人団体連絡協議会	瀬川 愛子	
	八幡平市山岳ボランティアガイドの会	森 佐一	～平成24年 2月13日
	岩手中央森林組合	伊藤 一治	
公募による市民	—	種市 啓司	
	—	高橋 正志	
その他市長が認める者	自然公園保護管理員	田村 瑞穂	
	盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課	佐々木 健司	
	八幡平市	武田 常德	副委員長

5 八幡平市環境基本計画策定経過

平成 22 年度

月 日	会議等	内 容
平成 22 年 12 月 17 日	業務開始	
平成 23 年 2 月 18 日	第 1 回 計画策定庁内検討委員会	計画概要、スケジュール等の説明 アンケート調査の検討
2 月 17 日 ～3 月 11 日	計画策定検討委員会市民委員の公募	2 名募集 4 名応募
2 月 24 日 ～3 月 11 日	アンケート調査	20 歳以上の市民 2,000 人 市内の 150 事業所 市内の小学 6 年生 228 人

平成 23 年度

月 日	会議等	内 容
平成 23 年 5 月 11 日	第 2 回 計画策定庁内検討委員会	環境の課題の研究・検討 計画の基本的な考え方の検討
5 月 16 日	第 1 回 計画策定検討委員会	計画概要、スケジュール等の説明 計画の基本的な考え方の検討 環境に関する課題の研究・検討
5 月 19 日 ～6 月 10 日	環境審議会市民委員の公募	2 名募集 2 名応募
6 月 9 日 ～6 月 24 日	各課への事業内容の聞取り	
7 月 6 日	第 1 回 環境審議会	計画概要、スケジュール等の説明
8 月 2 日	第 3 回 計画策定庁内検討委員会	望ましい環境像・基本目標の検討
8 月 9 日 ～8 月 26 日	施策等の関係各課事前調整	
9 月 6 日	計画策定庁内調整会議	施策の方向、各主体の役割の調整 ・ 検討

月 日	会議等	内 容
10月4日	第4回 計画策定庁内検討委員会	計画(庁内素案)の検討
10月14日	第5回 計画策定庁内検討委員会	
12月20日	第6回 計画策定庁内検討委員会	
12月27日	第7回 計画策定庁内検討委員会	
12月29日 ～平成24年 1月19日	計画(素案)に係るパブリックコメント	提出意見1件
1月30日	第2回 計画策定検討委員会	計画(案)の検討
2月6日	第3回 計画策定検討委員会	
2月14日	第2回 環境審議会	計画(案)の事前審議
2月16日	計画策定に係る調整会議	計画(案)の意見調整
2月21日	第4回 計画策定検討委員会	計画(案)の最終検討
3月2日	第3回 環境審議会	計画(案)の諮問・答申
3月23日	八幡平市議会全員協議会	計画(案)の説明
3月27日	庁議	計画の策定